

## 令和5年第4回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

| 議案番号      | 議案の名称   | 審査結果           | 採決日   |
|-----------|---|----------------|-------|
| 議案第 7 0 号 | 令和5年度宝塚市病院事業会計補正予算<br>(第1号)                             | 可決<br>(全員一致)   | 9月11日 |
| 議案第 7 1 号 | 執行機関の附属機関設置に関する条例の<br>一部を改正する条例の制定について                  | 可決<br>(全員一致)   |       |
| 議案第 7 9 号 | 令和4年度宝塚市病院事業会計決算認定<br>について                              | 認定<br>(全員一致)   |       |
| 議案第 8 0 号 | 工事請負契約(土砂災害特別警戒区域(急<br>傾斜地)対策工事(その5))の変更につ<br>いて        | 可決<br>(全員一致)   |       |
| 議案第 8 5 号 | 公の施設(宝塚市立スポーツセンター及<br>び宝塚市立末広体育館)の指定管理者の<br>指定について      | 可決<br>(賛成多数)   |       |
| 議案第 8 6 号 | 公の施設(宝塚市立高司グラウンド)の指<br>定管理者の指定について                      | 可決<br>(全員一致)   |       |
| 議案第 8 7 号 | 公の施設(宝塚市立売布北グラウンド)の<br>指定管理者の指定について                     | 可決<br>(全員一致)   |       |
| 議案第 8 8 号 | 公の施設(宝塚市立花屋敷グラウンド)の<br>指定管理者の指定について                     | 可決<br>(全員一致)   |       |
| 議案第 8 9 号 | 公の施設(宝塚市立中央公民館、宝塚市立<br>東公民館及び宝塚市立西公民館)の指定<br>管理者の指定について | 可決<br>(全員一致)   |       |
| 請願第 3 号   | 教育条件整備のための請願  | 趣旨採択<br>(全員一致) |       |

## 審査の状況

① 令和5年 9月 6日 (議案審査)

・出席委員 ◎川口 じゅん ○三宅 浩二 浅谷 亜紀 池田 光隆  
北山 照昭 坂本 篤史 中山 ゆうすけ みとみ 智恵子  
持田 ちえ

② 令和5年 9月11日 (議案審査)

・出席委員 ◎川口 じゅん ○三宅 浩二 浅谷 亜紀 池田 光隆  
北山 照昭 坂本 篤史 中山 ゆうすけ みとみ 智恵子  
持田 ちえ

③ 令和5年10月 4日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎川口 じゅん ○三宅 浩二 浅谷 亜紀 池田 光隆  
北山 照昭 坂本 篤史 中山 ゆうすけ みとみ 智恵子  
持田 ちえ

(◎は委員長、○は副委員長)

**議案番号及び議案名**

議案第70号 令和5年度宝塚市病院事業会計補正予算（第1号）

**議案の概要**

補正後の令和5年度宝塚市病院事業会計予算

**収益的収入及び支出**

病院事業収益の予定額 140億7,431万円(197万9千円減額)

病院事業費用の予定額 140億6,322万5千円(1,211万円減額)

- ・売布看護師宿舎廃止に伴い、医業外収益において看護師宿舎使用料を197万9千円、医業費用において看護師宿舎賃借料を1,211万円それぞれ減額するもの

**資本的収入及び支出**

資本的収入の予定額 8億1,904万8千円(1,000万円増額)

資本的支出の予定額 18億7,239万円(1,000万円増額)

- ・売布看護師宿舎廃止に伴い、貸主から返戻を受けた保証金を一般会計に返済するため、資本的収入のうち投資返還金を、資本的支出のうち償還金をそれぞれ1,000万円増額しようとするもの

**論 点** なし

**<質疑の概要>**

問1 売布看護師宿舎廃止に当たり、入居していた人の現在の状況は。

答1 宿舎であった物件は民間の不動産事業者に売却されて賃貸用住宅となっており、不動産事業者との契約に基づき、引き続き入居している。

問2 働く環境は看護師を増やすために重要だが、住居の確保のほかに取り組んでいることはあるか。

答2 院内保育所を整備しており、看護師だけでなく医師や医療技術職、当院で勤務する委託事業者の従業員も利用可能で、子育て中の世代の職員も働きやすい環境を整えている。

問3 住居手当は月額最大2万7千円を支給しているとのことだが、家賃補助以外に、今後、看護師の住環境について改善する考えはあるか。

答3 給与に係る部分は条例の範囲内となるためそれ以上のことは難しいが、働き続けることができる環境整備が必要であり、住居だけでなく、そのほかでも看護師にとって魅力ある職場になるよう努めていく。

|      |          |
|------|----------|
| 自由討議 | なし       |
| 討論   | なし       |
| 審査結果 | 可決（全員一致） |

令和5年第4回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

|   |
|---|
| <p><b>議案番号及び議案名</b></p> <p>議案第71号 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>  |
| <p><b>議案の概要</b></p> <p>市民の健康づくりの推進に関する重要な事項についての調査、審議に関する事務を行う、宝塚市健康づくり審議会を新たに設置するため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>  |
| <p><b>論 点</b> なし</p> <p><b>&lt;質疑の概要&gt;</b></p> <p>問1 これまで要綱で設置していた宝塚市健康づくり推進検討会を、今回、宝塚市健康づくり審議会として条例で設置するという事で、構成員については、検討会では地区衛生組織及びその他の地区組織の代表として10人だったところが、審議会では市内の公共的団体等の代表者が6人以内、公募による市民が3人となっている。このように変える理由は。</p> <p>答1 今回、審議会となるに当たり、公衆衛生看護学の専門家である大学教授や公募委員を3人選任するという形で、より開かれた審議会を開催して議論していきたいと考え、変更することになっている。</p> <p>問2 審議会の構成員のうち、市内の公共的団体等の代表者というのは、どういう団体を想定しているのか。</p> <p>答2 地区の保健的、衛生的組織として、例えば社会福祉協議会や民生委員・児童委員連合会、また地域の組織として、自治会連合会や自治会ネットワーク会議、そのほか身体障害者福祉団体連合会などが宝塚市健康づくり推進検討会に入っていたので、審議会でもそうした形で考えている。</p> <p>問3 推進検討会から審議会に変えることによるスケールメリットを、市はどう考えて変更するのか。</p> <p>答3 審議会にすることで、市の、審議会等の運営に関する指針にのっとる形になる。審議会等の委員の数は20人以内を原則とすることや、公募委員の参画が必要となること、会議について事前にホームページ等で公開して傍聴を受け付け、会議後に議事録を公開するなど、ルールに従い審議するほうが、よりよいと判断した。</p> |
| <p><b>自由討議</b> なし</p>   |
| <p><b>討 論</b> なし</p>  |
| <p><b>審査結果</b> 可決（全員一致）</p>   |

令和5年第4回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第79号 令和4年度宝塚市病院事業会計決算認定について

議案の概要

令和4年度病院事業会計決算について、地方公営企業法の規定により、議会の認定に付するもの。

収益的収支

収入総額(仮受仮払消費税を含む決算額) 135億3,544万1,243円

支出総額(仮受仮払消費税を含む決算額) 129億4,723万1,905円

差し引き5億8,820万9,338円の黒字となり、消費税等に伴う経理処理をした結果、当年度の純利益は5億8,697万1,428円となった。

資本的収支

収入総額 14億4,335万3,134円

支出総額 27億1,433万6,470円

差し引き12億7,098万3,336円の資金不足が生じたが、損益勘定留保資金などで補てんした。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 令和3年度決算では、配管設備の老朽化について早期の更新が必要であることと、その費用が病院事業会計の資金不足等解消計画における収支計画に含まれていないということが監査委員の審査意見書で指摘されていた。令和4年度決算ではどうなっているのか。

答1 配管改修工事については、現在、設計実施中であるため令和4年度決算の中には配管関係の支出はない。令和5年度に設計を行い、令和6年度から令和7年度の上半期の期間で工事を実施する。そのため、1病棟を閉鎖した状態がしばらく続くことになる。

問2 令和4年度病院事業会計の決算の黒字は、国・県からの新型コロナに関する補助金が大きくあったためで、そうした補助金がなくても黒字化を目指すには1日当たりの入院患者数を上げないと難しい。令和4年度の決算では1日当たりの入院患者数が255.6人だが、令和4年度予算では315人で計上していた。予算を達成するためには1日当たり60人上げないといけないが、稼働病床数を増やしていくために今後どうしていくのか。

答2 現在病棟が閉鎖されている影響で、新入院患者数を1日当たり20%程度制限するよう医師に示されている。それをできるだけ早い段階で解除していくと入院患者が増加すると思うが、1日当たり60人となるとそれだけでは立ち行かない。紹

介入院患者を増やす、救急の受入れに取り組むなど、両面で取り組んでいく必要がある。

問3 監査委員の決算審査意見書に、医療機器の更新は以前から明確な更新計画を作成せず、限られた予算の範囲でその時点での優先度を総合的に判断し、医療機器等を更新しているという説明を受けたとあるが、医療の最前線で治療に当たる医師のことを考えると、そういう判断でよいのか。

答3 医療機器については、例年、予算で1億5千万円程度を充当している。高額な医療機器は別枠で予算をつけ、令和5年度は4千万円以上かかるマンモグラフィーを購入する予定である。高額な医療機器は予定を立てて更新を行い、それ以外の医療機器は各部門で更新時期を判断しているので、全く更新計画がないわけではない。当該年度の医師の状況により、必要な機器を購入し、限られた予算内で優先順位について一定の判断を持っている。

問4 監査委員の決算審査意見書に、最適な診療体制に必要な看護師数については35人不足している状況とあるが、兵庫医科大学病院との連携協定の中で改善していく形は見られないか。

答4 看護師不足について兵庫医科大学病院に相談を投げかけているが、コロナ禍でどの病院も退職希望者が想定外に多い。積極的には難しいが、様子を見ながら来年度の人事に向けて相談をしているところである。

|      |          |
|------|----------|
| 自由討議 | なし       |
| 討論   | なし       |
| 審査結果 | 認定（全員一致） |

令和5年第4回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

|  |
|--|
| <p><b>議案番号及び議案名</b></p> <p>議案第80号 工事請負契約（土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）対策工事（その5））の変更について</p>   |
| <p><b>議案の概要</b></p> <p>崩壊土砂防護柵工において、現地の状況から防護柵の延長を減らす一方、作業構台工の数量追加や樹木伐採と処分の追加、防護柵の支柱建柱に必要な削孔工法の一部変更を行うほか、仮設工における交通誘導員の追加を行うことから、契約金額を1,902万4,500円増額し、2億1,702万4,500円に変更しようとするもの。</p>  |
| <p><b>論 点</b> なし</p> <p><b>&lt;質疑の概要&gt;</b></p> <p>問1 工事の変更内容のうち、来客等駐車場を運動場に仮移設することについて、通行ルート上子どもたちの動線と重なることから交通誘導員を増やすということだが、こうした内容は事前に想定されなかったのか。</p> <p>答1 来客等駐車場を運動場に仮移設することは想定していたが、交通誘導員については、一般的に土木工事では工事作業に伴い交通誘導が必要な場合に設置するもので、現場作業のない日は設置しない。しかし、工事ヤード設置により運動場の縮小や工事車両の運動場内の通行などこれまでの学校環境と大きく変わることから、長尾台小学校の学校長から申出があり、改めて交通誘導員を追加する判断をした。子どもたちの安全確保を第一に、交通誘導員の配置を検討している。</p> <p>問2 新たに372本の樹木伐採が必要になったことに関しては、樹木は土砂崩れを抑える効果もあるため、ある程度残す必要があり、伐採の仕方によっては法面の強度が弱くなってしまうおそれがある。伐採の範囲をどう考えているか。</p> <p>答2 今回追加する樹木伐採は、作業構台工において作業面の幅が広がり高さが変わったりすることで、それに係る影響範囲の樹木を伐採するものである。必要最小限の範囲の樹木を伐採するものの、根は残している。</p> |
| <p><b>自由討議</b> なし</p>  |
| <p><b>討 論</b> なし</p>   |
| <p><b>審査結果</b> 可決（全員一致）</p>  |

令和5年第4回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

**議案番号及び議案名**

議案第85号 公の施設（宝塚市立スポーツセンター及び宝塚市立末広体育館）の指定管理者の指定について

**議案の概要**

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間における宝塚市立スポーツセンター及び宝塚市立末広体育館の指定管理者として、公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社を指定しようとするもの。

**論 点** 非公募による選定について

**<質疑の概要>**

問1 非公募とするのではなく、例えば1年間、2年間、指定管理の運営を延長して、その後公募で企画提案やプレゼンテーションにより勝ち取るべきだと考えている。次期の指定管理者の選定の際にも、今回と同じ条件で非公募で行うのであれば、宝塚市立スポーツ施設条例自体を変えたほうがいいのではないかと考えるが、市の考えは。

答1 今回は非公募による選定と判断したが、市民サービスの維持・向上や指定管理者の活動の透明化に不断の努力を惜しまない事業者から広く提案を受けるということは大切なことであり、原則公募としながらも、地域の実情を踏まえた例外規定を備えた現行の条例を改正することは想定していない。

問2 5年前の文教生活常任委員会で、非公募であるならば必要最低点数を60%ではなく70%ぐらいにすればどうかという意見があった。今回も選定の中で必要最低点数を60%と設定しているが、必要最低点数についての議論は行われたのか。

答2 必要最低点数について深く議論をしたという事実はない。

ただ、様々な指定管理者の選定をする中で、候補者が1者だった場合については、必要最低点数の設定が大事だということを認識していただいた上で、選定委員会委員に必要最低点数はおおむね60%というところを説明した。何%にするかはそのときの選定委員会委員の納得の下で決めており、今回は60%に設定した。

**<論点外の質疑の概要>**

問1 従業員の雇用形態の資料において、臨時職員で勤続年数が6年目の方がいるが、無期雇用への転換はされなかったのか。

答1 勤続年数が5年以上の方をどのような雇用形態にするかは指定管理者の裁量としている。

問2 スポーツ振興ということについて、宝塚市スポーツ振興公社だけではなく、市独自でもしっかりとやっていく必要があると思うが、市の考えは。

答2 市民が求めるサービスを高い質で効率的に本当にできているのかどうかを考えていかなければならないと思っている。外郭団体が抱える課題もあるが、どのようにスポーツ振興を図っていくかということについて、市としても十分検討していくべきだと考えている。

問3 非公募にするにしても、市として協力をしてスポーツ振興のために体制をつくっていく必要があると思うが、市の考えは。

答3 宝塚市スポーツ振興公社の在り方を考える中で、議員が指摘された内容を検討していくべきだと思っているので、市を挙げて議論していきたいと考えている。

### 自由討議

委員A 平成16年7月に宝塚市外郭団体経営等検討委員会が設置され、平成17年11月24日付の答申で、宝塚市外郭団体の経営等について委員会提言がされている。このときに施設の管理運営は民間事業者でも十分可能であるという提言がされている。また、民間事業者と同等に競争できる条件において、サービスと効率性向上に向けた取組も精査すべきであるという提言もされている。

この議案に対して、令和6年からの5年先についての考え方が何も示されていないところに非常に危機感を覚えている。

まして、宝塚市スポーツ施設管理条例第18条で、条例附則がある中で4回の都市経営会議を経て、今までこのような状況になってきたということは市側に責任があるのではないかと思う。このあたりをしっかりともう一度考えるべきときではないかという意見を申し上げたい。

委員B 同じ団体を選ぶにしても、公募にすることで競争性や公平性を持たせることが非常に大事だと考える。また、市民サービスの向上やスポーツの振興という意味において、公募にすることでよりよいスポーツ環境がつかれるのではないかと思う。透明性や公平性を持たせるという意味からも公募にしていくべきだと考える。もちろん宝塚市スポーツ振興公社を育てていきたいし、頑張ってもらいたい。これからもスポーツのことをどんどんやってもらいたいと思うし、スポーツ振興に携わってもらいたいと思う。しかし、それと公募、非公募というのはまた別問題だと考えている。

委員C 宝塚市が行っている全てのスポーツ関係の事業において、現実的には宝塚市スポーツ振興公社が中心になって担っているので非公募が当然と考えるが、職員自身もしっかりその意味を担ってもらい意欲を持ってやってもらう必要があ

る。そのために5年おきにこういった形で再度審査し、改めて一定のチェックを行っている。また、宝塚市スポーツ振興公社には職員がおり、市がこの事業体をつくったのでそこで働いている方々の今後についてもそれなりの責任があると考え。そういう意味でも、身分が不安定になるようなことはあり得ず、そのためにも非公募で続けていくのが当然だと思う。

## 討 論

### (反対討論)

討論1 宝塚市スポーツ振興公社は市のスポーツ振興の担い手として大切な団体ということ認識している。しかし、市の条例が本当に重きにわたる条例であり、条例附則があるにもかかわらずここまでこのような形で来たことに対して、私は反対の立場で討論している。期待をするという点は私も一切変わらない。ただ、現状のままで本当にこれが宝塚市スポーツ振興公社のためになるのか。また、市民のためになるのか。スポーツ振興の基幹施設であったとしても、他市の事例を見れば、職員の受入れや先行事例がしっかりと出されている。年数は浅いがこれが全てうまくいっていないというわけではなく、公募で選考している事例を見る限り、比較的クリアされているところも見つけている。本市にもしっかりとやってもらいたいと思うので、反対の立場で討論する。

### (賛成討論)

討論2 市のスポーツ振興の基幹的な施設、しかも単なる管理運営なり使用上の問題だけではなくまさに宝塚の全てのスポーツ振興やスポーツ団体の育成も含めて担っていく団体である。しっかりと研修をし、安定的な経営をしていくということは当然であると考え。非公募で選んでいくという形で、選定委員会でもその議論はしっかりとされているため、非公募が好ましいと思うので、賛成の立場で討論する。

**審査結果** 可決（賛成多数 賛成5人、反対4人）

令和5年第4回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

|  |
|--|
| <p><b>議案番号及び議案名</b><br/>議案第86号 公の施設（宝塚市立高司グラウンド）の指定管理者の指定について</p>  |
| <p><b>議案の概要</b><br/>令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間における宝塚市立高司グラウンドの指定管理者として、公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社を指定しようとするもの。</p>   |
| <p><b>論 点</b> なし</p> <p><b>&lt;質疑の概要&gt;</b></p> <p>問1 公募の回数を重ねるごとに公募に応じている事業者が少なくなっている状況が見受けられるが、市の認識は。</p> <p>答1 公募に応じる企業側も、現在のスポーツ施設の状況や採算が取れるかなど十分に調査や検討をした上で、プロポーザルに応募していただいているという状況である。回数を重ねるたびに申請企業が減少しているのは事実であり、一方でやむを得ないと考える。市民サービスの維持・向上や提案された内容が実行されているかは、指定管理者との毎月のミーティングや年1回のモニタリング等で確認し、緊張感を持って指導監督的立場で指定管理者とのコミュニケーションを大事にしている。選定後のほうが大事だと考えている。</p> <p>問2 評価点を設定するに当たり、管理運営能力や維持管理能力といった大項目の配点率に根拠はあるのか。</p> <p>答2 一番最初に宝塚市指定管理者選定要領の選定基準を選定委員会の委員に見てもらった上で、点数配分を決めている。事務局が特定の事業者を優位に働かせるために配分を決めたのではなく、配点の策定も含めて委員の判断としている。</p> <p>問3 5人の選定委員会委員のうち4人が審査し、1人は利害関係者ということで入っていないが、最初から分かっていたのではないのか。</p> <p>答3 指定管理者選定委員会を最初に立ち上げた5月19日に、選定委員会委員により選定基準等を決定した。その後においてはどこの事業者がどのような形で応募してくるのか分からない状況であった。事業者からの提案者の書類審査段階で、選定委員の1人が当該事業者に関わる審査を辞退するという判断をされた。</p> |
| <p><b>自由討議</b> なし</p>  |
| <p><b>討 論</b> なし</p>   |
| <p><b>審査結果</b> 可決（全員一致）</p>  |

令和5年第4回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

|   |
|---|
| <b>議案番号及び議案名</b>  |
| 議案第87号 公の施設（宝塚市立売布北グラウンド）の指定管理者の指定について  |
| <b>議案の概要</b>  |
| 令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間における宝塚市立売布北グラウンドの指定管理者として、公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社を指定しようとするもの。                               |
| <b>論 点</b> なし   |
| <b>&lt;質疑の概要&gt;</b>  |
| 問1 宝塚市スポーツ振興公社を指定管理者として指定しようとしているが、従業員数が20名で4施設（宝塚市立スポーツセンター、宝塚市立末広体育館、宝塚市立高司グラウンド及び宝塚市立売布北グラウンド）の管理運営は可能なのか。 |
| 答1 過去にこの4施設を宝塚市スポーツ振興公社が指定管理者として管理していたことがあり、そのときも同じ人数で管理運営していたので、可能だと考える。                                     |
| <b>自由討議</b> なし  |
| <b>討 論</b> なし   |
| <b>審査結果</b> 可決（全員一致）  |

令和5年第4回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

|  |   |
|--|---|
| <b>議案番号及び議案名</b>   |   |
| 議案第88号 公の施設（宝塚市立花屋敷グラウンド）の指定管理者の指定について                                       |   |
| <b>議案の概要</b>   |   |
| 令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間における宝塚市立花屋敷グラウンドの指定管理者として、国際ライフパートナー株式会社を指定しようとするもの。 |   |
| <b>論 点</b> なし  |   |
| <b>&lt;質疑の概要&gt;</b>   |   |
| 問1   | 夜間照明は指定管理を請け負った業者が自らの資金で導入して、出来たものを寄贈し、市に帰属するという解釈でいいのか。  |
| 答1   | 多目的グラウンドの夜間照明設備は既に導入し、割賦契約終了後に市に無償譲渡していただいている。今後、テニスコートに夜間照明設備を導入し、支払いが終わった時点で市に無償譲渡するという事で協議をしている。   |
| 問2   | テニスコートに夜間照明設備を導入することについて近隣住民に説明し、了解を得ているのか。   |
| 答2   | 現在提案をいただいている段階なので、これから説明することとなっている。   |
| 問3   | 宝塚市立花屋敷グラウンドを中心とした北雲雀きずきの森辺りの地域全体の構想が出来上がっておらず、10年経っても変わっていない。そのことについて指定管理者に責がある訳ではなく、市としてやるべきことをやっていない状態で、宝塚市立花屋敷グラウンドの利用者が地域から責められている。この問題について市として早急に対応せざるを得ないと思うが、市の考えは。 |
| 答3   | 宝塚市立花屋敷グラウンドや北雲雀きずきの森辺り一帯の活用について、以前から地域の方々と協議を続けているが、方向性がなかなかはっきりしていないという状況である。引き続き地域の方々と協議しながら、よりよい施設活用を検討していきたいと考えている。  |
| <b>自由討議</b>  | なし  |
| <b>討 論</b>   | なし  |
| <b>審査結果</b>  | 可決（全員一致）  |

令和5年第4回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

|   |   |
|---|---|
| <b>議案番号及び議案名</b>  |   |
| 議案第89号 公の施設（宝塚市立中央公民館、宝塚市立東公民館及び宝塚市立西公民館）の指定管理者の指定について                                  |   |
| <b>議案の概要</b>  |   |
| 令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間における宝塚市立中央公民館、宝塚市立東公民館及び宝塚市立西公民館の指定管理者として、アクティオ株式会社を指定しようとするもの。 |   |
| <b>論 点</b> なし   |   |
| <b>&lt;質疑の概要&gt;</b>  |   |
| 問1  | 今回の公募は1者のみで判定するという結果になっている。競い合うほうが健全だと考えるが、1者となった原因は。   |
| 答1  | 現指定管理者が大企業ということもあり、毎年、市が公表している指定管理運営事業評価票で安定した運営をしていることが公表されているということで、他者に関しては応募を敬遠されたのではないかと考えている。  |
| 問2  | 第3回宝塚市立公民館指定管理者選定委員会の議事要旨において、アクティオ株式会社は、公民館職員は契約社員、本社は正社員として雇用しているとあるが、3つの公民館の従業員は全員が非正規雇用なのか。   |
| 答2  | そのとおりである。   |
| 問3  | 今回の指定管理でこの公民館の案件のみ評価点の得点率が70%を切っており、65.6%である。ほかの公の施設の指定管理者の得点率は70%を超えていることについて、どのように見ているか。  |
| 答3  | 今回の公募は結果的に1者のみであったが、仕様としては厳しい内容がまとめられている。特定の委員が極端に低い点数をつけたという事実があり、それに引っ張られるように、今回約65%という総得点率になった。その委員にとっては点数を低く付けざるを得ない判断があったにせよ、その他の委員については、70%を基準とするならば、70%以上は取っていたものと考えている。 |
| <b>自由討議</b> なし  |   |
| <b>討 論</b> なし   |   |
| <b>審査結果</b> 可決（全員一致）  |   |

議案番号及び議案名

請願第3号 教育条件整備のための請願

<請願の趣旨>

「ゆとりと希望の教育の創造」をめざす教育改革は、福祉とともに21世紀の最も重要な課題である。また、「子どもの権利条約」に掲げられている子ども自らの願いを政治に生かすための制度の確立も急務である。

宝塚市では、「いじめ」「不登校」「学級崩壊」などの解決にとりくんでいるが、学校現場では子どもたちの豊かな学びと育ちの保障や心のケアなどの様々な課題が山積しており、これらの教育課題克服のためには、教育予算のいっそうの充実と制度や人的配置の拡充が必要である。

徐々に改善されてきているところであるが、さらなる教育環境の充実を願い、下記の内容で請願するもの。

<請願の項目>

- 1 豊かな教育を創造する教育予算の充実と保護者負担の軽減を
  - (1) 教育予算の拡充をおこなってください。
    - ・保護者負担軽減のための備品費・学校需要費の予算拡充
    - ・「安全・安心でおいしい給食」を充実させるための予算拡充
    - ・学校のICT化のため環境整備のための予算拡充
    - ・校外学習等の充実のための予算拡充
  - (2) 人的配置の拡充をおこなってください。
    - ・子ども支援サポーター・コーチングサポーター・心理サポーターの増員
    - ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、スクールサポートスタッフの配置の拡充
    - ・中学校部活動外部指導員の拡充
    - ・子どもの学びや自立に必要な介助員、その他特別支援学級に関わる人員の拡充
- 2 障がい児教育の充実のために
  - (1) 医療的ケアの必要な子どもや各学校の実情に応じ、合理的配慮が盛り込まれた基本的な教育環境を整えるため、施設設備（エレベーター・相談室・スロープ等）の改善をはかってください。
  - (2) 一人ひとりの思いを尊重し、ニーズにあった支援計画を明確にし、卒業後の進路保障においても方策を講じてください。
- 3 中学生の卒業後の進路を保障するために
  - (1) 公立高校進学を希望する子どもたちのための学級数確保を県に要求してください。
  - (2) 高等学校への就学助成および奨学金制度・入学支度金制度を拡充してください。

(3) 中学を卒業した、就職を希望する子どもへの支援を充実させてください。

4 文化厚生施設の充実、地域の教育発展のために

(1) インクルーシブ遊具の導入など、すべての子どもたちが安心して遊べる公園を増やすとともに、児童館の設備や環境の更なる充実をはかってください。

(2) 外国人市民との交流をはかるためのとりくみの充実をはかってください。

<質疑の概要>

問1 請願の項目3の(1)に「公立高校進学を希望する子どもたちのための学級数確保を県に要求してください」とあるが、県にもこのような請願のような形で依頼しているのか。

答1 (紹介議員A) 教育委員会からも県に働きかけていると聞いている。

問2 請願の項目のうち人的配置の部分で、中学校部活動外部指導員の拡充とあるが、外部指導員の資格については現在、国も県も曖昧になっている。単に人を増やせばよいのか、どういう形の拡充なのか。

答2 (紹介議員A) 市でも、現在、地域移行も視野に入れて外部指導員を配置してもらっているところだが、ニーズがある中で十分な配置まではできていないと聞いている。まず人が足りない状態であるが、子どもたちの活動に必要な人を確保しながら、できるだけ一つの種目に長じた人、経験のある人が望ましいと思う。ただ、今の段階では、専門家を配置してくださいという以前に、現場として子どもたちが望む部活動ができる体制づくりをお願いしていると理解している。

問3 請願項目に、「学校のICT化のため環境整備のための予算拡充」とある。学校のICT化が進んでいる先進市では教員一人一人がICTのスキルを伸ばして授業をしており、それは教育委員会の中で主導的にICT化を担うチームがあって、各学校へ出向いて教えているとのことだった。校内でも研修、研究を進め、各学校で教員がお互いに学び合い、スキルを高め合っているという話だが、宝塚市でもそうした時間は取れるのか。

答3 (紹介議員B) 通常の授業の後に、専門家に来てもらって学ぶのは難しいこともあるので、今でも例えば長期休暇中に教育総合センターで研究会や、教員向けの研修会もしておられる。単発では難しく、回数を重ねないといけないものもある。もちろん校内でも研究されているが、奥深いことをしていこうと思うと、長期休暇においてプログラムを用意されているので、そこで学んでおられると思う。

問4 毎年、6月、9月には豊かな教育条件整備などの請願を出すことを請願者の活動としていると思われる部分がある。それであれば人的配置に絞るとか、環境整備であればICT化はこれがないから進まないということを出してもらったほうが

ストレートで分かりやすい。共感できる部分は評価をして採択するし、そうでない部分は採択しないと判断しやすいが、非常に多岐にわたり子どもの教育のためと言われると、反対するものではないという感覚を持ち、それでこれまでずっと請願を採択してきた。しかし、請願を採択したからこう変わったということも分かりづらいし、今後も請願を続けていくなら一つ一つの項目の現状と変わった点、変わっていない点についての資料的なものも必要になってくるのではないか。

答4 (紹介議員A) 紹介議員の理解としては、請願者は子どもたちの一番近くに身を置き、子どもたちの日々の成長と学びを見守っている立場から、ここがもっと改善されたら、ここに予算がついたらもっと子どもたちによい環境ができるのということが一番よく分かっておられて、それを望まれることに違和感がない。そういう、人の成長や子どもたちの今後の未来に思いを強く持って、提出されている請願と受け止めている。

#### 自由討議

委員A 非常に難しい判断に迫られている。これまでの議論から趣旨採択を考えたい。

委員B それぞれの委員が質疑を通じて、それぞれの考えを述べられたことは否定しない。とはいえ、確かに今の学校の現場、教育の現場から見れば、市政全般のこともあるが、必要なことなので、採択すればいいと思うが、何を趣旨採択するのか。

委員A 言葉のとおりで、請願に対しての思いというところは理解をしているので、それを採択するものと考えてる。

**審査結果** 趣旨採択 (全員一致)